

消費税の2割特例・3割特例が適用できるか確認しましょう

～ 令和8年度税制改正対応版 ～

青色申告会

I 令和9年分から2割特例は3割特例になります

令和8年度税制改正で、売上税額の2割を納税額とする2割特例は、個人事業者に限って、割合を3割として2年延長されました。令和9年分と10年分の確定申告では、売上税額の3割を納税額とする3割特例を選択できます（令和8年分は2割特例）。

■ 2割特例 → 令和8年分の申告で選択できます。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額}} \times \boxed{8 \text{割}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

■ 3割特例 → 令和9年分と10年分の申告で選択できます。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額}} \times \boxed{7 \text{割}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

■ 一般課税（原則） → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要です。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{【仕入控除税額】(実額)} \\ \text{仕入れや経費} \\ \text{の消費税額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{納付税額} \\ \text{または還付税額} \end{array}}$$

■ 簡易課税*（選択） → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要ありません。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{【仕入控除税額】(概算)} \\ \text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率} \end{array}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

※ 簡易課税は、記帳の負担を軽減させますが、一般課税の申告で税金が還付されるケースでも還付はありません。みなし仕入率は次の表のとおり、取引ごとに事業区分が定められています。

事業区分 (みなし仕入率)	主な事業内容 (事業区分は取引ごと判定します)
第一種事業 (90%)	卸売業
第二種事業 (80%)	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業 (70%)	農業・林業・漁業（第二種に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業 (60%)	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など（第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業）
第五種事業 (50%)	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業を除く）
第六種事業 (40%)	不動産業

II 2割特例・3割特例が適用できないケースがあります

次の①または②に該当する場合は、2割特例・3割特例を選択できません。一般課税か簡易課税での申告になります。簡易課税を選択する場合には、所定の期限までに税務署への届け出が必要です（裏面「Ⅲ」参照）。お早めに青色申告会にご相談ください。

- ① ことし（課税期間）の2年前（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
- ② 次の㊦や㊧などの理由で事業者免税点制度の適用が制限されるとき
 - ㊦ ことしの前年1月1日～6月30日（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
 - ㊧ ことしが一般課税により高額特定資産（税抜き1千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産）の仕入れをした年の翌年から2年以内のとき

（裏面参照）